YaDocでオンライン診療を始めるためのチェックリスト

項目	詳細	☑
施設基準の届出をおこなう	初診料及び再診料（情報通信機器を用いた場合）の算定には施設基準の届出が必要です。 オンライン診療における施設基準は以下の通りです。 • 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること • 厚生労働省『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること	☐
厚生労働省 オンライン診療研修を受講する	オンライン診療を行う医師はオンライン診療の実施にあたり研修を受講する必要があります。 オンライン診療研修実施概要 https://telemed-training.jp/entry	☐
ネットワーク環境を準備する	YaDocを利用するには、実効速度 2Mbps 以上(10 Mbpsを推奨)のネットワーク環境が必要です。 最新の動作環境は以下よりご確認いただけます。 https://support.yadoc.jp/spec/	☐
カメラ・マイクを準備する	使用するカメラ・マイクをご準備ください。パソコン搭載のカメラでも問題ありません。	☐
オンライン診療に関する診療報酬について確認する	オンライン診療に関する診療報酬について確認します。 詳細は弊社ホームページのにも掲載しております。 https://support.yadoc.jp/medical/fee/introduction/	☐
「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を確認する	オンライン診療は、厚生労働省が発表した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿っておこなう必要があります。 オンライン診療の適切な実施に関する指針 https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf	☐
オンライン診療を実施する疾患等を決定する	どういった疾患の患者をオンライン診療で診るのかを決定します。 現在は初診の患者とオンライン診療を行うことも可能ですが、その場合は以下を遵守する必要があります。 • 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する。 • 初診については原則「かかりつけ医」が行う。「かかりつけの医師」でない場合には、原則として診療前相談を実施する。 詳細は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(2) 適用対象 の項目をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf	☐

YaDocでオンライン診療を始めるためのチェックリスト

項目	詳細	☑
同意取得の方法を決定する	医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する必要があります。 詳細は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（1）医師ー患者関係／患者合意の項目をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf 明示的とは、患者がオンライン診療を希望する旨を書面（電子データを含む。）において署名等（カルテへの記載等を含む。）をしてもらうことを指します。（「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するＱ＆ＡのＱ３より） https://www.mhlw.go.jp/content/000903640.pdf	☐
本人確認の方法を決定する	基本的に、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認する必要があります。 詳細は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(4) 本人確認の項目をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf	☐
患者連携方法の決定する	YaDocでオンライン診療を実施するには、患者のYaDocアプリと医療機関との連携が必要です。 連携方法は3種類ありますので、貴院に合った方法を選択してください。 詳細は導入ガイドのP9をご確認ください。 https://support.yadoc.jp/cms/wp-content/uploads/2023/02/YaDoc_guide.pdf	☐
オンライン診療の実施時間を決定する	オンライン診療専用の実施時間を設けるのか、通常の外来診療の中に組み込むのかを決定します。	☐
予約の作成方法を決定する	予約は、医療機関側で作成する方法と患者アプリから予約する方法があります。 まずは電話で予約時間を決定し、予約は医療機関側で作成する。予約枠を設定して患者が自由に予約できるようにするといった、予約のオペレーションを決定します。 詳細は導入ガイドのP10をご確認ください。 https://support.yadoc.jp/cms/wp-content/uploads/2023/02/YaDoc_guide.pdf	☐
支払い方法を決定する	YaDocでは5種類の支払い方法を設定することができます。どの支払い方法を利用するか検討してください。 利用可能な方法：クレジットカード決済（Stripeアカウントの作成が必要）、リンク決済、銀行振込、代金引換、次回対面時 詳細は導入ガイドのP12をご確認ください。 https://support.yadoc.jp/cms/wp-content/uploads/2023/02/YaDoc_guide.pdf	☐
システム利用料を決定する	情報通信機器を用いた診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用については、 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できます。徴収する場合は医療機関側で任意の金額を設定します。	☐

YaDocでオンライン診療を始めるためのチェックリスト

項目	詳細	☑
処方箋（お薬）の運用を決定する	オンライン診療後のお薬・処方箋のについて決定します。 【例】 ・患者に処方せんを郵送する ・患者の受け取り希望薬局へ処方せんをFAXする（原本は後日医療機関から薬局に郵送） ・自院から薬を配送する	☐
オンライン診療に関する担当者を決定する	予約管理や支払い操作に関する担当などを必要の応じて決定します。	☐
患者への案内方法を決定する	対面診療時に医師から案内する、院内に案内を掲示する、ホームページに掲載するなど、患者への案内方法を決定します。	☐
ホームページにオンライン診療の案内を掲載する	必要に応じて、自院のホームページにオンライン診療に関する案内を掲載します。 Stripeアカウントを作成する場合は、ホームページへの掲載は基本的に必須となります。 詳細は「Stripeアカウントの作成について」のP3をご確認ください。	☐
ホームページに特定商取引法について記載する	Stripeアカウントを作成する場合は、ホームページへの掲載は基本的に必須となります。 詳細は「Stripeアカウントの作成について」のP4をご確認ください。	☐
YaDocの各種設定をおこなう	自院の運用にそって、予約枠や決済方法などYaDocの設定をおこないます	☐
Stripeアカウントを作成する	クレジットカード決済を利用する場合は、YaDoc上からStripeアカウントを作成します。 作成方法の詳細は「Stripeアカウントの作成についてをご確認ください。	☐
患者に伝えておくべき事項を検討する	オンライン診療を実施する上での患者向けの注意点など検討し、どう伝えるかを決定します。 • 患者が応答しない、システムトラブル等で通話できなかった場合はどう対応するか • 事前に患者に準備しておいてほしいこと　等	☐
患者向けの案内を作成する	必要に応じて、来院時にお渡しするパンフレット等を準備します。 パンフレットは弊社ホームページ上からダウンロードできます。 https://support.yadoc.jp/download/yadoc/	☐
院内でデモを実施する	予約→診察→会計→処方箋対応までの一連の流れを確認しておきます。	☐